



2023年2月24日

各位

会社名 株式会社セレス  
代表者名 代表取締役社長 都木 聡  
(コード番号：3696 東証プライム市場)  
問合せ先 常務取締役 兼 管理本部長 小林 保裕  
電話番号 03-5797-3347

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、2023年3月29日に開催予定の当社第18期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

人員増と共有スペースの需要増が見込まれるため、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都世田谷区から東京都渋谷区に変更いたします。また、今後の事業展開の多角化に備えるために、事業目的を追加する変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (省 略) (新 設) (新 設) 16. (省 略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (現行どおり) <u>16. 収納代行</u> <u>17. 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品等の製造及び販売</u> <u>18. (現行どおり)</u>
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>世田谷区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。
(附則) (新 設)	<u>(附則)</u> <u>(効力発生)</u> <u>第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2024年3月1日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は、本店移転の効力発生日後、これを削除する。</u>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日：2023年3月29日（水）予定

定款第2条変更の効力発生日：2023年3月29日（水）予定

定款第3条変更の効力発生日：2. 定款変更の内容の（附則）に記載の通り

以上